

別添資料

生活者の医薬品購入行動に関するアンケート調査報告書

セルフメディケーション推進協議会
「店舗販売業と法的責任」プロジェクト委員会

・ 調査の目的と内容

(1) 調査の目的

「店舗販売業と法的責任」プロジェクト研究の実行に際し必要な最近の生活者の「医薬品購入行動意識と実態」を把握することを目的とした。

(2) アンケート調査の 内容

別紙「アンケート質問表」(別紙1)により実施した。なお、質問用語の正確な理解を得るために専門用語については「用語の説明書」(別紙2)を添付した。

・ プロジェクトチームの構成 (は委員長)

弁護士・小林郁夫(安原法律・特許事務所)

弁護士・田島義久(田島法律事務所)

弁護士・弁理士 石下雅樹(石下雅樹法律・特許事務所)

弁護士・鷹見雅和(安原法律・特許事務所)

生活者代表・斉藤智子(東京簡易裁判所民事調停委員)(日本消費生活相談員協議会理事)

富沢嘉恵・(田島法律事務所・事務員)

・ 調査客体と調査実施時期

(1) 調査客体

プロジェクトチームの構成委員である斉藤智子氏が所属する日本消費生活相談員関係者150名を対象に行った

(2) 調査実施時期

平成19年4月中旬～5月中旬の1ヶ月間

・ 調査の実施方法

別紙「アンケート質問表」及び「用語の説明書」に「回答用紙」を付して調査客体に配布し、回収は、無記名・郵送方式で行った。

調査集計の方法と回答者数

(1) アンケートの集計

回答用紙からの集計は、日本大学薬学部・薬事管理学ユニット(白神誠教授)に依頼し、研究室員のボランティア協力により、コンピュータ集計(単純集計、年齢区分別集計、性別集計)した。

(2) 回収率: アンケート依頼者数 150名、回答者数 102名、有効回答者数 101名(回答率 67.3%)

(2) 集計の解析・考察

集計結果に対する解析考察は、プロジェクト委員会で実施した。

集計の結果

質問項目別単純集計結果： 次項「集計結果の分析と考察」欄の表のとおりである。

質問項目別・年齢別・集計結果： 別紙3（省略）

質問項目別・性別集計結果： 別紙4（省略）

集計結果の分析と考察（質問項目別）

（以下の四角枠内の番号及び字句は、質問表の内容を示す。）

第1. アンケートの回答者について

アンケート回答者の性別、年齢別の構成内訳は、右表のとおりであった。この内訳で分るように、本調査の客体が消費者団体の構成員関係者であったことから、凡そ想定される調査客体であった。

したがって、本アンケート調査結果は、無作為に抽出された生活者集団に比して、高学歴、高知識の集団のアンケート結果となっていることを認識し、以下の分析結果を認識する必要がある。

すなわち、この集団であってさえ、この結果であること等を理解する必要がある。次項以下の分析表の数値欄は、単位名の「名」を省略する。

20歳代	1名
30歳代	10名
40-50歳代	46名
60歳以上	41名
不詳	3名
総計	101名

男性	女性	無回答	合計
31名	64名	6名	101名

第2 大衆薬について

1 大衆薬には副作用があると思いますか

87%の人は大衆薬であっても、副作用があると認識していたが、12%の人は大衆薬は副作用がないものと認識していた。なお、この12%の大多数は60歳以上の男性であった。また、副作用に対する警戒心は女性の方が高いと推測される。

はい	88
いいえ	12
無回答	1
総計	101

2 大衆薬で副作用を経験したことがありますか

約2割の人が大衆薬で副作用を経験していた。このことは大衆薬の販売に際して副作用等の安全性情報の重要性が認識される。内訳を見ると、女性の方が経験が多く、また、年齢が高いほど経験が多いことは使用年数が長いためとも推測できる。

はい	22
いいえ	77
無回答	2
総計	101

第3 大衆薬購入の際について

1 大衆薬を購入したことがありますか

男女、年齢に関係なく、98%の人に購入経験があったことは、大衆薬の存在性の高さをものがたっており、生活者の中で、大衆薬の存在は定着しているものと判断できる。

はい	99
いいえ	2
総計	101

2 購入の際、大衆薬の使用について説明がありましたか

使用方法等についての説明を受けなかった人が6割もいたことは、現実の大衆薬の販売実態を象徴している。特に男性の高齢者にその傾向は強く、7割に近い人が説明を受けていなかったことは、今後の改正薬事法の施行に期待が寄せられる。

はい	38
いいえ	60
無回答	3
総計	101

3 大衆薬を購入する際、薬に関して説明を求めたことがありますか

7割近い生活者が、大衆薬の購入に際して説明を求めており、女性の方にその傾向は強かった。これらの生活者の願望は、改正薬事法の主旨に叶うものである。

はい	68
いいえ	32
無回答	1
総計	101

4 その説明を理解できましたか

説明された内容が理解できた人が、約7割であったことは評価できるが、この理解は、あくまで求めた質問に対する説明であって、必要な情報の提供が行われ、それが理解された比率ではない。

はい	68
いいえ	8
無回答	25
総計	101

5 理解できなかった理由は何ですか（前問で「いいえ」と答えた人に聞きます）

8割の人が販売側の説明不足を訴えている。このことは販売者の知識不足に基づくもので、販売者の資質の向上が望まれる。

言葉使いが難しい	1
説明が不足している	7
総計	8

6 薬剤師は必要ですか

大衆薬の販売に際し、8割以上の方が薬剤師の必要性を求めている。裏を返せば、販売時の懇切な説明を求めていることに他ならない。

はい	82
いいえ	16
その他	1
無回答	2
総計	101

7 大衆薬を買うときどのように選びますか（複数回答可）

販売者の薦められたものを購入する人が37%もいた。ことは、一般商品の購入と違う医薬品の特性であり、販売に当たる者の医療上の責任は重い。この傾向は女性の方が若干高い。

自分で選ぶ	67
勧められたものを買う	37
無回答	2
総計	101

8 薬剤師がいなくても大衆薬を買いますか

問6で、8割の人が購入時に薬剤師の説明を望んでいるのに、8割の人が薬剤師がいなくても購入すると答えている背景は、ドラッグストア等の薬剤師不在時の販売実態があるため、現状の改善が望まれる。

はい	83
いいえ	18
総計	101

9 大衆薬を選ぶときに重視することは何ですか(複数回答可)

大衆薬の選定条件が安全性、ブランド、値段の順であったことは興味深い。特に5割の人が安全性を優先していることは、販売時の説明において副作用等の安全性の説明を最重要次項であることを示唆している。

安全性	52
ブランド	33
値段	21
その他	1
無回答	2
総計	101

10 大衆薬を使用するときどのようにしますか(複数回答可)

98%までの人が外箱表示か、添付文書のどちらかを読んで使用している。また、添付文書の情報まで読む人は高齢者と女性に多かった。このことは生活者に分かりやすい添付文書にすることの必要性が認識される。

外箱の説明は読む	49
外箱の中の説明書を読む	55
読まない	2
無回答	1
総計	101

11 大衆薬を買うとき、何を望みますか(複数回答可)

購入時、販売者に何らかの説明を希望する人が9割を超えている。とくに、女性にその傾向が強い。この傾向から見ても、改正薬事法は生活者の声を反映しているとみてよい。

専門家の説明が聞きたい	42
簡単な説明がほしい	52
必要ない	6
無回答	2
総計	101

12. 大衆薬は行きつけの薬局で買いますか

行きつけの薬局等を決めていない人が4割を超えているが、改正薬事法による情報伝達の義務化等によって、販売者の資質は向上され、今後は、かかりつけ薬局等の定着が推進されよう。

はい	58
いいえ	43
総計	101

13 大衆薬と処方せん薬の両方を服用するときがありますか

高齢者は複数の疾病を罹患することから、軽微な疾患について、少なくとも2割の患者は、処方処方薬を実行していることが推測される。この傾向は、男女間では差は無かったが、高齢者に多かった(60才以上で約3割)。

はい	24
いいえ	77
総計	101

14 医者に行く前に、まず大衆薬を利用することがありますか

医者に行く前に大衆薬を利用する人が約67%に及んでいた。それが40代、50代に多かったことは仕事との関連が高いと推測できる。

はい	67
いいえ	32
無回答	2
総計	101

15 大衆薬の副作用、服用方法について説明を受ける機会が必要だと思いますか

必要と思う人が9割に及んでおり、生活者は薬の購入、使用に際し、専門家よりの説明を強く望んでいることが伺える。この願望は、問6の回答からも伺え、改正薬事法はこれらの願望を満たすものと考えられる。

はい	90
いいえ	9
無回答	2
総計	101

第4 薬事法について

1 大衆薬は、薬事法の適用があることを知っていますか

日頃のニュース・報道の影響で医薬品の規制として、薬事法が存在することは9割近い人が知っていた。

はい	88
いいえ	13
総計	101

2 薬事法が改正されたことを知っていますか

薬事法の存在は知っていても、制度改正があったことを半数の人は知らなかった。制度改正の成果をあげるためにも、制度改正の内容をPRする必要がある。

はい	47
いいえ	53
無回答	1
総計	101

3 大衆薬は副作用のリスクに応じ3つに区分されていることを知っていますか

販売制度の改正があったことを知っていても、販売方法が副作用のリスクにより区分されることまで知っている人は1割の人であり、新制度の施行日までに、十分なPRが必要である。

はい	14
いいえ	87
総計	101

4 大衆薬は認可されたコンビニでも販売されるようになることを知っていますか

制度の改正有無や、リスクによる販売制度の改正は知らなくても、規制緩和により、コンビニで医薬品が販売できるようになることは、生活者の中に浸透していることは、日常生活でのコンビニの密着性、テレビ、マスコミの過大な取り上げによるものと伺える。

はい	82
いいえ	19
総計	101

5 薬剤師の他に登録販売者(専門の販売員)という名称を知っていますか

リスクの程度による販売方法の違いの知識と同様に、現在の販売実態に全く関係ない登録販売者(専門の販売員)の知識は、生活者の段階にはほとんど知られていない。

はい	16
いいえ	84
無回答	1
総計	101

6 薬剤師と登録販売者の違いを知っていますか

登録販売者制度自体を多くの人が不承知なので、薬剤師との違いは8割の人に知られていない。(前問の回答値「はい」と若干相違する。)

はい	21
いいえ	80
総計	101

第5 サプリメント・健康食品について

1 健康食品は副作用があると思いますか

医薬品には副作用があると答えた人が88%であったのに対し、健康食品は66%、サプリメントが73%（次問参照）であることは興味深い。すなわち、生活者は健康食品は、医薬品、サプリメントより安全であると認識している。なお、健康食品にも副作用があると思う人は40～50代の女性に多かった。

はい	67
いいえ	32
無回答	2
総計	101

2 サプリメントは副作用があると思いますか

健康食品よりサプリメントの方が副作用が多いとする認識は、健康食品及びサプリメントの正確な意味、法的な位置付けを理解していないためとも考えられる。

はい	74
いいえ	24
無回答	3
総計	101

3 大衆薬とサプリメントの違いが分かりますか

違いを知っている人は、男性より女性の方が多く、また、年齢の若い人の方が分かると答えている。しかし、正確な相違を認識しているとは、前後の回答から見て疑わしい。

はい	76
いいえ	25
総計	101

4 健康食品又はサプリメントは大衆薬と同じ副作用があると考えていますか

健康食品又はサプリメントが大衆薬と同様に、副作用があると認識している人はわずか12%であり、大部分人は、大衆薬より安全性が高いものとの誤った認識をもっていた。

はい	12
いいえ	89
総計	101

・回答者の個別意見

回答者からの個別的意见は、22名より、28項目について寄せられた。意見の内容は大別すると次のものがあつた。

(1) 販売サイドに対する意見

説明できる人の不在が多く、説明があつても、一般的な説明で、質問に則した答えが少ない販売者の知識不足が目立つ。

販売時のプライバシーを確保してほしい。（会話が他人に聞かれる。）

(2) メーカーに対する意見

外箱の表示が小さく、読みづらい。また、使用期限、有効期限の分かりやすい説明と表示がほしい。

小容量包装の製品が少ない。1回の疾患で使い切れない包装が多い。

(3) 行政に対する要望

販売制度改正による販売方法のリスク区分は評価できる。

生活者が大衆薬を購入するとき、確認すべき事項を教えて欲しい。

コンビニでの医薬品販売は、安全性上、不安である。

使用期限、有効期限の違い、期限以後の取扱い（保存・廃棄方法、再利用等）を的確に指導して

欲しい。

妊婦に対する使用時の注意事項を教えて欲しい。

・総合的考察

今回行ったアンケート調査は、少なくとも、調査客体が消費者団体の関係者という比較的に高い知識層の集団であり、必ずしも生活者の実態、意見を代表するものではないが、この比較的に高水準の集団でさえ、大衆薬、健康食品等への認識は、アンケートの回答結果が示すように、医薬品の適正使用・安全性の確保の観点から見て満足すべきものではなかった。この結果から国民全体のレベルを考察すると、「ましておや」の感がある。

しかしながら、調査結果から、生活者の意識として、少なくとも次のことが伺える。

- (1) 生活者は、大衆薬の購入に際し、資質の高い専門家よりの適切な説明を求めている。
- (2) 現況は不十分な環境下に置かれている。

以上の結果から、一般用医薬品の販売制度の改正は、生活者にとって的を得た施策である。

しかしながら、現在の生活者の認識からみて、制度の施行までに、制度の変更内容以外に、医薬品の適性使用の基本的知識について国が周知すべき事項が多々あると感じられた。

別紙1 省略（本報告書「集計結果の分析と考察」欄の質問事項及び集計区分の数値と同じ。）

別紙2 省略

別紙3 省略

別紙4 省略